

平成 2 4 年

第 9 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 平成 24 年 11 月 22 日
至 平成 24 年 11 月 22 日

飯 館 村 議 会

平成24年第9回飯舘村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	11. 22	木	本会議	午前10時	<p>開 会</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成24年11月22日

平成24年第9回飯館村議会臨時会会議録（第1号）

平成24年第9回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成24年11月22日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成24年11月22日 午前10時34分				
	閉会	平成24年11月22日 午後 1時51分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	8番 大和田和夫		9番 大谷 友孝		10番 佐藤 八郎	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 佐藤 修	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	健康福祉課長	藤井 一彦	○	会計管理者	齊藤 修一	○
	教育委員長	佐藤 眞弘		教 育 長	廣瀬 要人	
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農業委員会 会長	菅野 宗夫		農業委員会 局長	齊藤 修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年11月22日(木)・午前10時34分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第68号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議案第69号 副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第70号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第9回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時34分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、その他案件2件、計3件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が新たに取得する土地の現状及び学校給食センター用地の現地確認調査、産業厚生常任委員会が避難地における酪農、花卉、野菜栽培農家などの現況調査、それぞれ所管事務調査を実施しております。

次に、本日議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から9月分、10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第68号から議案第70号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） おはようございます。

本日、ここに平成24年第9回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時議会は、須萱地区の除染工事など緊急を要する補正予算と、人事案件2件の、合わせて3議案についてその承認を求めるものでございます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第68号は、平成24年度飯館村一般会計補正予算（8号）であります。既定予算の総額に5,653万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を74億335万2,000円といたしました。歳出の主な増額内訳は、総務費として総務管理費2,393万円、徴税費178万8,000円、選挙費1,075万3,000円、衛生費として保健衛生費215万円、商工費として商工費が309万9,000円、土木費は住宅費115万2,000円、教育費として中学校費1,331万円を計上したところであり、なお、これらを賄う財源として地方交付税、国庫支出金、県委託金、繰越金を充当するものであります。

議案第69号は、副村長の選任につき同意を求めることについてでございます。飯館村芦原字白金52番地門馬伸市君を引き続き副村長に任命したいので、その同意を求めるものでございます。

議案第70号は、教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。飯館村二枚橋字本町268番地佐藤真弘君を引き続き教育委員として任命したいので、その同意を求めるものでございます。

以上が今回提出議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時40分）

議長（佐藤長平君） 引き続き休憩といたします。再開は11時20分といたします。

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時21分）

◎日程第4 議案第68号 平成24年度飯館村一般会計補正予算（第8号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第68号平成24年度飯館村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 17ページにおける講師謝礼、放射線リスク壁新聞マイナス、19ページにおける保健衛生費の事務からずっと自動車借り上げまでマイナスということで、説明で

すと須萱地区除染工事の部分にみんな入れていくということだったのかどうかわかりません。そういう説明かなと聞いたんですけれども、そうすると、今後須萱地区という国から委託を受けている業務の一切の部分は工事請負費とかそういう感じで予算上は流れていくのかどうか、その点を伺っておきます。

あと、生活環境整備業務、17ページの庁舎前整備、2回に分けてやるという、2回というか1工区と2工区ですか。前の議会でも北原議員からあったように、そういうことでちまちまとやるのであればきちんと総合的に、直す部分は直すとしても、きちんとその上にアスファルトを張るとかいうほうが放射線量が今後上がるようなことが防げるのではないかと思うんですけれども、どうしてもああいうちまちました説明あったような工事をしなければならない理由を伺っておきたい。

あとは、19ページの選挙費のプレハブ、きのう研修から帰ってきたらあったので、先ほどの説明では予備費対応となれば、ここに上げている金額はどういうふうに理解をするのか。21ページにおける瓦屋根普及事業ですけれども、これは最初の、昨年の震災後の最初の考え方で、その後また再度申し込みとって、9月に締め切ったというものがさらにまた要望があるということで応えるとなれば、これからも直したいという村民がおられた場合は公正公平の関係からすれば新たなものも補助対象にしていくということになるのかどうか。最初の考え方を含めて伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、まず今回の国委託事業の補正の考え方でございますが、8月10日の臨時議会において国からの委託事業ということでソフト事業、いわゆるリスクコミュニケーション等々の部分と、あとハード事業、須萱地区の工事費ということで8月10日の臨時議会で予算を計上させていただいたところでございます。その後、国との申請の契約を結ぶということでのやりとりをする中で、8月に計上した内容で申請をいたしました、いろいろ国とのやりとりで契約時期がおくれてしまった。実施する時期がおくれてしまったということがあります。それで、まずはこの国委託事業、16億7,375万7,000円が国からの委託費ということでございます。この事業を取り組む前に、まずは全て使い切るようにということと、あとは追加の費用はないという部分が条件でございました。それで、実質、車のリースとかあとは臨時職員を雇用するという部分が10月になってしまったということがありまして、いわゆるソフト事業費の部分がどうしても浮いてくる、使い切れなくなるという状況がありまして、今回10月以降、あとリスクコミュニケーションは8月の部分から該当させている部分もございしますが、それらを精査する中で1,530万7,000円、工事請負費で増額で上げておりますが、この額がソフト事業費のほうから浮いてくるという状況になりましたので、今回請負工事費のほうで上げまして、それで使い切るという形にしていきたいというふうに思っております。

それで、前変更契約の決議等もいただいておりますが、実質設計を組む中で放射線防護とか対策費であります、これらについては作業員人数の見込み数がかんでいないという部分で、今後の補正で上げる。あとは仮置き場の造成につきましても、当初国が仮置き場を造成するところに運ぶという考えをしておりましたので、設計時に上げておりませんでしたけれども、その後の状況がかわりまして、須萱地区にも仮置き場を設置する、

その造成工事分はこの委託費でやるというような形でありまして、それらも含めまして、今回国と委託をした金額に全て合わせているという状況の今回の補正という内容でございます。

以上が国委託での今回の予算組み替えですから、総額についてはかわっておりませんが、中で精査をする中で使い切れない部分を工事費のほうに上げながら今後執行していきたいという部分の補正でございます。

あと、最後の部分でございました屋根がわらの補修補助事業でございますが、おただしのとおりであります。昨年度からこの事業を2年継続という形でやらせていただきました。震災後、屋根がわらを直すにもかなり大変だという被害があったものですから、村単独としまして事業費の2分の1の補助、10万円を限度というような形で補助事業を実施しておりました。昨年は300以上被害があったというような調査がありまして、3,000万円ほどでとったかというふうに思っておりますが、瓦が流通していないということもありまして、何件かの、多分70か80件程度しか実績として上がっていなかったと思っておりますけれども、24年度においても継続ということで今まで取り組んでまいりました。今年度に入りまして、流通等もかなりよくなりまして、128件ほど実施している状況でございます。それで、9月末まで受け付け期間というふうにしたところ、9月議会に間に合わない方々が21件ほど上がってきているという状況と、あと今後見込みとして10件ほどが見込まれるのではないかと、先ほどお話しいただきましたけれども、締め切ったから受け付けしないという部分もいけませんので、10件ほどを予備にとりまして、今回31件の補正を上げさせていただいたという状況でございます。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、2点についてお答えをさせていただきます。まず1点目は、17ページの庁舎前の石畳の件でありますけれども、ご承知のとおり、あそこにつきましては自衛隊で除染をした。除染をするにあたって、目地もドライバーであの間をずっととってそして除染をした経過がございます。そのままにしてあったというようなことで、そのままにしておけば石畳もがたがたになってしまうというようなことで、村としても早急に整備をしなくてははいけないというようなことで事業を探していたわけでありまして、とにかくこういう避難な状況でありますから、一般財源を使わないような形で国の事業でというようなことで、今回上げております生活環境整備事業で10分の10、国からの23年度事業で来ております。23年度の繰り越しなものですから、24年度中には仕上げないといけないというようなこともあって、今回皆さんにご心配していただいているように、実際本当にやって大丈夫なのかというような心配はあるわけでありましてけれども、とにかく飯館村の特産の御影石でありますので、あのような形で使わせていただいたというような経過もありますので、それを生かしていくというようなことで、そうはいつでも前回ご指摘いただきましたようにあのままモルタルを詰めたのではまたはがれるのではないかとというような心配もあるわけでありまして、今回メインの通路につきましては一遍はがして、下にモルタルを3センチメートル敷きまして、そしてあの石をやってこのメイン道路につきましては、第1工区につきましてはモルタル仕上げをさせていただくというようなことで、今までの御影石を使った通路に再整備をしていきたいといった内容でございますので、ご

理解をいただければなというように思います。

あと、もう一つの19ページの2点目のプレハブでございます。ご承知のとおり、急にこういうような形になりまして、急に村としても体制を整備していかなくてはならないというようなことで、プレハブを早急に業者のほうとも詰めてお願いをしたところでありまして、先ほどもご説明しましたけれども、業者に確認しましたら、20日か29日しかできないというようなこともあって、方々の設置もあって、そして取り急ぎ29日では大分遅くなるので20日にお願いをしたところなんです。ここに上げてあります予算につきましては、そういうようなこともあってこの補正予算をつくるときには一応上げていただいたわけでありまして、今回予備費を使わせていただきましたので、この補正予算につきましては、このリース料につきましては残すような形でいきたいというように思いますので、その辺もご理解をいただければというように思います。

10番（佐藤八郎君） 中川課長からる説明ありましたが、この件の委託事業については議会の中でも十分なる論議をして、最終的には僅差の賛成者で通ったものであります。そして、今ずっと先ほどの答弁を聞いていますと、大分いろいろ動きがあったかのように聞こえます。具体的なものも出てきた、その後詰める中で、そういうことを私らにきちんと、どういう点がどういうふうにかわったり、使い切れない部分のソフトがある部分を工事にどうしように向けてたり、そういう中身をぜひ資料でもってお知らせ願いたいと思います。

あと、庁舎前の工事ですけども、そうしますと今年中には全協で説明あった中身で実施する、そういう工事をやることにおいてこれら、今までの状態が回復されるということでもありますけれども、私、月に10回近く役場に行く機会があるので、そのときにいつも思うんですけども、モニターの数値と樹木の中の数字というのは、約2ぐらい違うんです、いつも。いつも2.6、2.8というのがドウダンの中の線量です。そういうことを考えれば、きちんとした遮蔽のできるようなものにしたほうがいいのかというふうには思うんですけども、もう一度、その点伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 国委託事業でございますが、8月10日の段階で臨時議会で国のほうに示すという部分での内示をいただいた中での申請をした中でありまして、補正を計上させていただいた。その後、国と詰める中でいろいろ変更されている部分があるということでもあります。そのとおりで、今後村のほうの工事のほうも変更内容が出てきております。そういう中で、まずは一つは当初反転耕とはぎ取りを2分の1ずつ計上するというところをお話をしましたところ、それではなかなか村民の方々が理解しないのではないかとということをご指摘をいただく中で、いろいろ国と話す中で、農地全てはぎ取りというふうになったという部分では、この辺で費用的には増額になるというような部分とか、あとは、農地を全てやるということで、林縁部の部分、農地も20メートルほど、林の縁から20メートルはいったところまでもできるようにしたというような部分もあります。そういう意味では、あとは先ほどの仮置き場の部分もあります。そういう変更が今後出てくるという部分もありますので、これらを整理して資料として出させていただきたいと思っております。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 今ほどの石畳の件でありますけれども、線量につきましては今ほどもお答えをさせていただきましたけれども、とにかく自衛隊で一遍やっているというようなこともあって、さらに除草とあとはコケ類だ何だというものをもう1回とらせていただいて、さらに再整備をというようなことであります。そういうようなことをまずはやらせていただいて、あとは御影石ではなく上にアスファルト舗装を一面にというようなことかなというふうに伺ったと思っていますのですけれども、現在の御影石をとにかく生かしながら一たんは再整備をさせていただいて、そのモルタル仕上げをさせていただいて、整備をさせていただければというように思いますので、ご理解をいただければというように思います。

10番（佐藤八郎君） 生活環境整備という業務なので、それが中身は庁舎前のそういうことだということなんですけれども、環境整備というのであればそれなりのもっと大きな枠でもいいのかなと思うんですけれども、国事業の決めがあって、そういうことしかできない生活環境業務というふうに、10分の10の国の事業なのでできないという何か枠はあるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今の生活環境整備でございますが、これらについては復興庁のほうから委託事業ということでなっております。条件としましては、避難解除準備区域、区域見直しをした準備解除区域、または除染を終わった公共施設のみが該当するという部分でございます。内容的には、清掃とかそういう部分、清掃・除草というものが該当するということでの委託費ということでありまして、今回役場庁舎前については除染をした後の部分についてまた整備をするということでの石畳の整備でございます。あと、一方では四つの行政区、二枚橋、須萱、佐須、大倉、八木沢、芦原の4行政区につきましては別途、道路の除草作業という部分、今まで村単独で行っておりますけれども、それらを今回のこの整備事業の100%の部分で充てているという状況で、今のところ公共施設的なものというような部分が条件になっている。あとは、区域見直しによる準備解除区域、あとは除染している場所という話になっているところでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 申請した中身は庁舎前だけということですが、その周りのビレッジハウス含めて皆さんが今緊急雇用で勤めている一番館周囲含めて、どうもモニタリングと実態、ホットスポットがあるとかあちこち、私たまにいつてホットスポットとなるような部分をはかってきているんですけれども、大分高いんですけれども、そういう部分は何らこの業務とかこの委託の関係では関係するものではないというふうになっているのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） この生活環境整備につきましては、先ほど言いましたように、公共施設等の除草とか清掃であります。そういう意味で除染とはまた別個という部分で位置づけされております。今おただしのホットスポット的になかなか下がり切れない場所があるという部分も承知をしておりますので、これらについては国のほうにモデル事業等をやった場所についても調査をして、今のところ国では26年度以降で考えるという部分であります。幾らでも人が住んでいる部分でありますので、25年度中にでもやっていただけるような部分で今までも要望しておりますし、今後も要望していきたいというふうに思っ

ております。

あと、先ほどの4行政区につきましては除草と、あとはアスファルトの補修等も事業の中に組み入れてやっているところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、瓦屋根の部分は希望あれば今後も応えていくということで、もう一度お知らせ版か何かで住民に内容等お知らせして、希望を募ることもやるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁させていただきましたが、一応村民には9月30日で受け付けのほうは終了しますという部分ではお知らせ版で周知をさせていただいているところでございます。ただ、何件かが出てくればという思いもあって、今21件が実際に申請を受けておりますし、あと10件は予備にしておりますので、それらで対応していきたいというふうに思っております。一応、この事業につきましては今年度で終了、2カ年やってきまして進めてまいりましたので、今年度で終了させていきたいというふうに思っております。以上であります。

周知についても、受け付けの9月30日という締め切りをしながら、次年度はなくなりますという話もお知らせしていたつもりであります。これについては再度検討させてもらえればと思います。

10番（佐藤八郎君） 今除染同意もらうのにいろいろやっている中で、どうも瓦屋根、特にセメントがわらである程度の部分については除染困難とかいろいろ出ていて、そういう意味では瓦屋根修繕しようかという部分が、何か除染との絡まりでは出てくる可能性があるのかなと思えるんですけども、それでもことし限りということにして、除染関係では別な予算でそういう対応をされるということになりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） この屋根がわらの補修につきましては、原因が地震による損壊という部分が第1条件になっております。それで、除染が困難とかそういう部分で村の補助で補修をやるという考えは今のところ持っておりません。逆に除染困難につきましては、議員の皆さん方もご存じのとおり、困難であれば環境省が認めることによって壁をはがしたり、あとは屋根がわらを外したりして復旧まで見るというようなシステム、今そういう形で進めるという形になっておりまして、詳細が、今その手続関係を詰めているところでございますが、除染については除染のほうで考える。今回の屋根がわらは震災が原因となったものについての考え方というふうなふうに考えております。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑、ありませんか。

7番（菅野義人君） それでは、2点ほど確認をしながら議論をお願いします。

最初に、16ページの賦課徴収費でございます。固定資産の情報を村から村民のほうに送るといふことでの役務費、委託料ということでは予算が補正されておりました。このことについては、東京電力のほうで大分問題になっておりました。個人情報の取り扱いについての対応だというふうに私、理解したんですが、村としては直接第三者への個人情報を流さなくてもいいというふうな、法律を遵守したというふうにも捉えますが、村の今の世帯状況を見ますと、かなり高齢者の世帯等があったりしまして、確実に財物賠償に結びつくよ

うな仕組みをつくってやらないと、紛失をしたりあるいは情報を正しく東京電力に伝えることができなかつたりするのではないが。その辺の対応策について、まず1点、お伺いをします。

それから、次のページ、18ページの除染対策費であります。ソフト事業分を精査をして減額をして除染工事のほうに組み入れるというお話でございました。本来、この工事の、このお金の要求した部分につきましては、村としては裁量権のある予算を国のほうに要望したいということで、要望した結果、来たお話、来た予算でございました。そういう点では、この除染の工事費だけではなくソフト事業としてのリスクコミュニケーションの事業等についても、非常に重要だという部分の中で過日の議会の中では認めたという経過もございませう。ここに来て、このソフト分についてお金の使い方の中で全てを使い切らないとだめだというふうな指導もあったという話もありますが、このソフト分について工事費のほうに組み入れるというのは、私は本来村が求めた予算とは違う使い方がここで出てきているのではないかとこのように思いますので、その辺の執行部の見解をお伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 賠償金について、これからどういうふうにするかということで国とずっと前から話し合いをしているところでございます。今のところ、登記をしたものだけという話ではとても我々、納得ができない。こういうことですが、いかんせん、我々の情報を個人企業に渡すわけにはいかないということで、幾つかの方法が考えられるということであったようであります。一つは、今村がこれが一番いいのではないかと個人に渡す、そこから東電と向き合うという話。また、東京電力のほうから許可を個人個人が許可をして、その許可をしたものが私らのほうが東京電力に渡すとか、いろいろあるわけですが、今言いましたように、村のほうとしては個人に渡しそこからという話であります。

今、ご質問は普通1,700世帯ですと、そこに渡してそれぞれ世帯主なりあるいは責任者がきちんとするんだけれども、今は3,100世帯になっていますから、なかなかその辺が思うようにいかないのではないかと、あるいはたとえ戸数的に1,700という数字を持ってきたとしても、このような状況ではどうなのかということでもあります。以前、賠償の3カ月1回がどれだけ出しているのかということで、職員が夜間に電話をかけたところ、かなりのところがあるところということがありましたので、間違いなくそれなりのフォローをしないとと思うようにはいかないんだろうなというふうに思っています。これからまだまだその辺が確たるものにはなっていないので、国との協議をしながら担当としてはどういう形になるかわかりませんが、村としてもできる限り皆さん方が理解するような形、それから賠償がいただけるような形というものにお手伝いをするといひますか、あるいは仕事としてやっていかなければならないのではないかとこのように思っています。なかなか、人手の少ないところではありますが、多分この賠償という点がそれぞれ避難生活している住民にとっては大きな支えといひますか、将来を考える糧にもなるし、不安を取り除く形にもなるだろうとこのように思っていますので、あらゆる努力を払って向き合っていきたいとこのように思っているところであります。以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 国委託事業でソフトの部分でございませうが、リスクコミュニケ

ーション関係につきましては当初で予算要求で決議をいただいて動いているところがございます。その後、健康福祉課のほうでリスクコミュニケーションについては執行していただいている。今回、国委託事業を入れる際にそれらを、財源を国委託のほうに振りかえてきたというのが8月10日の部分でございまして、開始時期も遅くなっているという部分がありまして、実質リスクコミュニケーションは動いていたということでもあります。必要なものにつきましては全て残しながら精査をさせてもらっている、いわゆる期間分です、該当していない期間の分を下ろさせてもらっているという状況でありまして、普通であればそこをただの減額という形になるんですが、先ほど言いましたように、一つのドンブリの中にこの委託費があるということなものですから、それらを工事費のほうにあてがっているという状況でございます。

今回減額しているもの全て、精査しながら、必要なものは残しておく。ですから、今回の減額の中で事業を取りやめるような事業はないというふうに担当とも話しておりますので、今後もそれらを含めて進めさせていただければというふうに思っております。あくまでも工事費を増額するためにリスクコミュニケーション等の事業を減らしているということではございませんので、ご理解をいただければというふうに思います。以上であります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今の中川課長の補足でございますけれども、今健康福祉課でリスクコミュニケーションを進めさせていただいております。当初予算で報償費については、講師謝礼については586万円ほどの予算を計上しております。それで、この中身ですけれども、リスクコミュニケーションの推進委員会の委員の謝金であったり、それから実際にリスクコミュニケーションをやるときの講師謝礼であったり、それから教員であったり保健師などの研修会の講師謝礼であったり、それから今よろず健康相談会というのをやっているんですけれども、そういった講師の謝金ということで計上をさせていただいております。ただ、今回、今中川課長の話にありましてとおおり、国の委託を受けるということになりまして、それで講師謝礼の精査をさせていただきました。回数等については予定どおり実施してまいりたいというふうに考えておるんですけれども、精査している中で100万円、どうしても高い先生ばかりではなく若手の先生などもいらっしゃいますので、そういったことで少し安くできるだろうということでもあります。

それからあと、リスクコミュニケーションで新聞なんかもつくっておりますけれども、これも時期が短くなったということもありまして、その分を落とさせていただいたということでもあります。以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

7番（菅野義人君） 東京電力の財物賠償に関する固定資産の情報の作成業務ということでの議論でした。先ほどの村長答弁の中では、きちんと財物請求ができるようにフォローをしていくというふうなお話でございました。もし、何であれば具体的にこの事業の推進に当たってどのようなフォローが考えているのか、お示しをいただければと思います。

村長（菅野典雄君） まず、一括のためには4回のこれまでの賠償が完了していないとだめですということがございますので、その辺の完了の確認をするというのがまず一つあるのかなというふうに思っています。それから、どのような文章が東京電力から行くかわかりませんが、村のほうで固定資産税評価額をやるときにこれはこういう事情でやりますので東京電力とこのようにしてくださいともし、その辺で何か不都合ができたり、あるいは東京電力と話し合っと思うに任せないときには村のほうになり、あるいは場合によっては弁護士とか何かという、そういうような形なのかなという気はします。

あと、我々としては国のほうとまだ固定資産税だけでは了解していないようです。つまり、住民が固定資産税評価額の一覧表を持っていただけでは納得していないようです。つまり、それぞれの家庭によって持ち主が子供になっていたり、あるいは別な人になっていたりとかいろいろなことがあるということでございますので、今のところ、国のほうに私たちがこれから問いかけていかなければならないのは、一つは、ずっと言ってきたことなんです、その住民の皆さん方のいただく方、多分それは基本的には自分の名前に登記がしていなからうと何しよう、その人が親からなり何なり引き継いで、責任を持って税金を払っているということですから、そこで本人の以後何々があったら自分の責任の中で処理しますという一筆をもらえばいいのではないかと話をしているんですが、それでも納得がいかないような口ぶりであります。

今、もう一つ言っているのは村のほうで、この人は間違いなく何であれ今与えられている土地建物を責任を持って管理をし、そして税金を払ってもらっている人ですよという証明でも出せば、あとはいちいちどうのこうのという話は幾らかでもあるだろうけれども、それはまた個々にやられたらどうですかという話はしているところですが、まだその辺がもやもやと国と東電は決めかねていて、何か7通りとか8通りとかという案をつくっているんだそうです。そうすると、また住民はますます難しくなって、どの案が自分に該当するのかとかどうとかという話にはなりませんかと話を今しているところです。

したがって、まだ村のほうで国、東電とやることと、またあと住民がいろいろな問題が起きたときに対応する方法というのが、両方考えられるのかなとこのように思っています。以上であります。

7番（菅野義人君） そうしますと、最初から国のほうといろいろ議論があったわけなんです、納税者が財物の賠償対象者に完全に法的にはなっていないという状況が改善されないと、村民に固定資産の納税の実態を、明細を送ってもらってもそこで東京電力とまたいろいろトラブルが予想される。これは、村民にとってという意味では非常に困惑をしてしまう原因になってくるのではないかと。その辺を整理する、事前に整理をしてその上でこの納税の情報を作成し、それを送るという段取りが必要だというふうに今認識したんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりです。ですから、12月末ぐらいまでに多分その辺をもう一度国と東電なりといいますかそことやっていった形でない、不確定のままに我々が幾ら文書を出しても、あと対応しても、それは住民になおより負担をかけるということになる、こういうことでありますので、ここ1カ月半の間の国との我々の交渉のしどころかなど。我々といっても残念ながらこの飯舘村だけの話ではないので、もう少しその辺が県のほうも思っているんですが、いかんせん、進んでいるのが飯舘村なものですから、まだ県のほうも全体としての掌握がまだできないだろうなということで、我々もできないからそれでいいというわけではなく、必ず同じような問題がほかの自治体に出てくるわけだからという話を今しているところであります。

7番（菅野義人君） 除染の対策費についてお伺いをいたします。答弁の中ではリスクコミュニケーションの事業としてきちっと必要なものは確保してあるというお話でございました。私、この除染そのものについて、財源がどういう形でとっておられるのかまだ調べ切れて折ませんが、GPSの線量計を使ってモニタリングをして、それをできるだけ地元の方にやっていただいて、あるいはその検証をしていく。これはどの会議でもこういう話が出てまいりました。それが具体的に進んでいない。これも予算の関係もあるのか、体制づくりの問題があるのかわかりませんが、そのようなソフト事業も私は必要ではないかなというふうに思っております。これは別な事業で予算化がされてあるんだということであれば、それはそれでいいんですが、ですからまだまだこのソフト事業に関しましては今年度にあってもいろいろなソフト事業の中で私は仕掛ける必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 実はご質問の趣旨にあったように国直轄の除染、口をあいているだけではいい除染にはならないので、我々ができるだけ立ち会う回数を多くし、場合によっては簡易な自分のうちの除染の手伝いみたいな形をすることが大切ではないか。ですから、そこに国の方で我々に予算をくれないかという話がかもとの趣旨だったわけですが、残念ながら、ある程度予算は寄こしたんですが、後からほかの自治体との兼ね合いがあるので1回だけ認めますとこういう話になりました。それではということで、担当のほう工夫に工夫をしてリスクコミュニケーション、放射能についていろいろ勉強もしなければならぬいろいろなことをやらなければならないからということで、1回かそのぐらいのが何とか今認めさせようとしているということであります。

実質的には今年度、それで先ほどほかのほうの事業費に事業費を回しているということなんです、実質的に除染は来年度であります、大方の行政区が。そうしますと、そこでどうするかという問題なんです、あした環境大臣が来るようでありますから、その辺はしっかりと話してみたいとは思いますが、そう簡単ではないんだらうなという気はします。そうすると、どれだけできるのかはわかりませんが、先ほどの質問の後、ちょっと内部でもしかしたら村として何回か、といってもそんな多くは出せませんが、皆さん方に立ち会ってもらおうような、あるいはかかわってもらおうようなそういうものが必要になるのかもしれない、そのときにただ出すというだけではなく、そこにまた今言ったような委託費ということではほかとの兼ね合いがあるんだらうと思っておりますから、震災特交みたいな形

で出せるという方法はないのだろうか。なんせ我々がかかわるということがいい除染につながるんだということがどうしても国のほうにいるとわからないのかもしれないので、精いっぱいその辺のことをあしたお話はしなければならぬなどこのように思っているところであります。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑、ありませんか。

9番（大谷友孝君） 何点か、確認させていただきます。15ページの178万8,000円、これは東電から入るということであります。今義人議員と村長のやりとりを聞いていまして、固定資産台帳といいますが課税台帳から漏れた建物等についての財物は協議の対象となっているのかどうか。また、そういう協議がされた経過があるのか、お尋ねをしておきます。

21ページ、土木費住宅費の測量人夫賃、子育て拠点の測量だということでございます。議題外になれば議長の手元で精算願うわけですが、この子育て拠点、まさに急がれている事業であります。進捗状況をお尋ねいたします。それと、先ほど出ました中学校の工事費でございますけれども、この照明設置3カ所、あるようでございますが、どの程度の効果を見込んでいらっしゃるのかお尋ねしたい。

住民課長（濱名光男君） 15ページの固定資産課税台帳に漏れたものは対象になるのかどうするのかということでありますが、村としては平成23年度の、23年1月1日現在の課税台帳に記載されているデータをもとに、固定資産明細という形で所有者というか納税義務者なり納税管理委員会の方に送付する予定であります。東電のほうでは賠償対象が震災時、3月11日にあったものということで、その1月1日から3月11日までの間に建物ができたりとそういう部分については記載されていませぬので、それについては個別に対応するというふうな形になっております。土地については、東電のほうで登記簿のほうのデータを持っておりますので、そちらで漏れることがないのかなというふうに考えられます。一番は建物です。あと、若干震災以降、震災前の年、22年あたりにつくったものでまだ調査終わっていなかった部分が数件ありました。これについては今調査を進めて、台帳に登載準備をしております。これについても今回発送する部分については持っておりませんが、それについては個別対応していただくというふうなことになっております。以上です。

総務課長（中井田 榮君） 2点目の21ページの子育て拠点の進捗状況でございますけれども、ご承知のとおり、福島市のほうとは協定を結びまして福島市と具体的に協力していただくようお願いをして協定を結んで、具体的な協議を事務的に進めているところでございます。さらには、日特エンジニアリングさんとは内々で土地の交渉をさせていただいているところであります。今後とも事務の流れを鑑みながら、あと議会とも相談をさせていただきながら進めてまいりたい。さらに、国でありますけれども、現在準備委員会を進めさせていただいておりますけれども、その際にも議員さんの皆さんにも入っていただいておりますのでありますけれども、現在第1分科会バイオマス、第2分科会はこの子育て拠点の復興住宅、あと第3は震災以降の記録を残すというようなことで、それぞれ進めさせていただいているわけでありまして、その第2分科会の中で具体的に検討はさせていただいているわけでありまして、実は国交省の調査事業800万円ほどとることができまして、これは事業主体は国でありますけれども、来年の3月までに

基本計画を立てるといふようなことで、現在分科会のほうで検討を進めているところであり
ます。

こういった経過がございまして、現在まだまだ具体的なという形ではございませ
んけれども、もう少し国のほうとも、あと県のほうとも協議を進めながら具体的になりま
してもまた議会のほうともご相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふう
に考えております。

教育課長（愛澤伸一君） おただしの中学校工事費の照明の明るさでござい
ますが、1基あたりおよそ1,000ワットのを3基つける予定でござい
ます。グラウンドに対して2基、テニスコートに1基ということ
でございまして、子供たちがランニング程度、あるいは用具の片付け、あるいは下校に向
けての準備等が支障なくできる程度の明るさということ
を想定してござい
ます。

9番（大谷友孝君） この固定資産台帳、今のところこれしかないのかなというふう
に思いま
すけれども、しかしこの飯館村、ご承知のとおり、全てのものに課税台帳に記載されて
いるというふうには思っておりません。ここは一つ、この交渉に段階にあつては環境省が
つくる除染計画書、除染対象物、これも環境省が保証してくれる物件なのかなという
ふう
に思うわけであり
ますけれども、この辺の交渉はどのような考えなのかお尋ねしておきたい。

復興対策課長（中川喜昭君） 除染の対象物ということですが、基本的には村で持
つて
います固定資産台帳、これをもとにしまして所有者なり地権者なりをまず把握している
という
状況であります。ですので、除染に対する物件についてはそれを基本としております。
ただ、現場で登記台帳に載っていない建物についてはそこの所有者にご理解を求めて
除染
をしているという状況で除染を進めておるといふ状況であります。以上であります。

9番（大谷友孝君） ですから、除染の対象になるわけですから、財物の対象にも加
えて
いただくということを聞いているんです。

副村長（門馬伸市君） あくまでも原則は台帳という話、担当課長のほうから
しま
したけれども、実際にその登記というか課税されていない建物も多分にあると思
うん
です。それは国の方では確認できれば必ず固定資産の台帳に載っていないとだめだ
とこ
ういうことではない
ようです。ですから、それらの確認はしなければなりませんけれども、対象になる
とい
うふう
に思
います。それで、おとといたったですか、被災自治体の賠償の説明会があつて、
前
にも包括請求区域の見直しが終わったところを12月中ぐらいに一括払いの話があ
り
ましたよね。ところが、今の財物の土地建物の台帳では拾いますけれども、請求
権
者、先ほど村長もいろいろなケースがあると言いましたけれども、請求権者の
件
でどうもなかなか調整がついていない。被災自治体、12市町村集まって国から
説
明を受けた会議だったんですけれども、国としては土地は登記していますよね。
土
地の上に建っている建物は同じ所有者が請求権者だと言っているわけ。それは
な
いでしょう。土地はほとんど登記していますけれども、相続しているして
い
ないは別ですよ。建物はうちらほうだけではなく双葉のほうも同じくほとん
ど
登記していないのが多い話です。そうしますと、土地の所有者が2世代、3
世
代の名前になって、例えばそれが上も同じ考え方だといったのでは相続登記
の
面からみんな書類を集めて、その手続をしないと建物請求できないなんてい
う
ことはな

いでしょう。と、

登記をしていない場合に家族の中で誰かきちっと決めてそれで問題なければというのも一つの方法かも知れませんが、もう一つは意見の中にあったのは、間違いなく住んで20年、30年住んでいて、税金も納めている。それは民法上20年建てれば居住権というのもあって、所有者が決まっていなくてもその住んでいる人の実態でそこに払うのは民法上でも決まっているんだから、最悪の場合、そういう形で出す方法もないのかという意見も出ました。いずれにしても、この建物の額が一番大きいんです、賠償の額では。ですから、12月までにはそういう誰が賠償の請求者になるかというのは非常にケース・バイ・ケースでいろいろあって難しい。しかし、その難しい困難な事例を参考にして難しく手をさせるようでは困るわけですから、そうではなく簡単というわけにもいかないと思いますけれども、ある程度弾力的に請求権者を決めてやらないと、本当に相続なんていう話になったら永久に請求できないような事例だって出てくるかも知れないから、そういうことのないようにという話はしていますけれども、いずれにしても、この問題があって12月中にはちょっと無理ということでありませう。ですので、来年になって財物の土地建物については請求権者の問題も解決しながらそういう手続きをしたい。

それから、同じく山林と農地、これはまだ決まっていますが、今不動産鑑定士のほうに頼んで一定程度の基準を決める作業を進めるということで、こちらも来年になって請求ができるように。不動産鑑定士でだめだという人は別ですよ。でも、一定程度のそういう基準をつくって農地、山林も請求できるようにしていくというような話であります。

9番（大谷友孝君） 台帳に載っていないものについては個別に対応するということでありますけれども、課長から説明があったように、まだ建築確認にも役場からも来なかった、そういう方もいるように聞いておりますし、実態、私どもも承知をしている箇所もあります。ここは丁寧に説明をしながら漏れのないようにしていただきたいものだなと。また、確かに正当権利者、請求にあってはこの正当権利者というものがきちんとしていないとこの手の裁判は全て負けていますよね。我々業界ですと、正当権利者以外に支払いをすれば国が支払うというそういう判例が全てでございますから、東電から求められるものもきついものがあるんだろうというふうに思いますけれども、副村長が言ったように、一定程度簡素な請求でないとなんな難しいんだったらいいやというような村民が出ては公正公平を欠くわけでありませうから、ここはあくまでも国、東電の責任をとらせるという面では強い姿勢で交渉すべきだというふうに思いますが、もう一度。

副村長（門馬伸市君） 飯舘村だけではなく、よその自治体も全く同じ考え方ですので、ここは県1本にして、福島県知事で強烈に東京電力と国に要望というんですか、強く要請活動を続けて、できるだけ簡略化できるところまで簡略化していただかないと請求できない、あるいはもう何年もおくれてしまうということであっては困りますので、自分の都合だけで請求権者を決めてもらっては困るということです。

9番（大谷友孝君） 測量人夫賃、子育て拠点、課長からの説明をいただきました。準備委員会の委員の方々、それぞれ鋭意努力をされていることは承知をいたしているところでありますけれども、子供を持った親御さんにとっては1日でも早い完成が見込まれる、要望さ

れるものであります。日程的にも縛りはあるんでしょうけれども、極力早い対応を求められるということでございましょうから、鋭意努力を願うということではもう一度。

総務課長（中井田 榮君） おただしのとおり、とにかく子育て拠点の復興環境を整えるというような意味でも1日でも早い復興住宅の整備というのは望まれるわけでございますけれども、実は国とも県とも交えながらやっているわけでありまして、実はこの交付金事業なんですけれども、今度の交付申請というのは1月でございます。その前に事前着工はだめだというようなこともあって、今回補正に上げさせていただいているのは、先ほどお答えしました基本計画をなるべく具体的な形にしていきたいというのでもございまして、測量をかけさせていただいて、国が行っている国交省の調査事業をある程度いい形にしたいというのでもあって、今回補正を上げさせていただいているところであります。さらに、交付金事業もある程度形にしないと事業が進まないということもございまして、実は今の経過でいきますと1年半ぐらいかかるというようなこともあって、それを今ほど大谷議員からご指摘あったようになるべく早く、それを短縮したような形で1日でも早い復興住宅の整備に向けて国とも、県とも詰めて今後進めていきたいというように考えているところでございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑、ありませんか。

8番（大和田和夫君） 21ページの中学校の仮設体育館なんですけど、先ほど課長説明あったんですけど、ちょっと私聞き逃したものですからお尋ねをいたします。使用料及び賃借料14番と15番の工事請負費のそれぞれの内訳をお知らせいただきたい、金額も含めて。

教育課長（愛澤伸一君） 賃借料と工事費の内訳でございます。まず賃借料からでございますが、電動式バスケットボールのゴールの設置に係ります建物本体の骨組みの補強工事でございます。こちらが990万円ほど、それからゴール本体の1組で710万円ほど、それから体育館の外側にプレハブの部室を4棟つけております。これが220万円ほど、それから屋外のトイレ、これは仮設のトイレでございますが、これを水洗化するということで給排水の設備でおよそ100万円ということで、直接工事費が約2,000万円でございます。工事費全体で共通仮設費、消費税等々入れまして賃借料の中の総合計が2,398万4,000円、この中から今年度当初の予算1,680万6,000円を除きました717万8,000円を今回補正に上げさせていただいているということでございます。

次は工事費のほうでございますけれども、屋外整備といたしましてテニスコート1面の整備費で282万4,800円、それから来賓用の駐車場の整備でございますが157万3,150円、これにグラウンドの照明3基で98万1,510円、これが直接工事費でございます、合計537万9,460円、これに共通仮設費、諸経費、消費税等々を加えまして合計6,132万円というふうになります。工事費の内訳は以上でございます。

8番（大和田和夫君） 先ほどいただいた資料なんですけど、バスケットゴール設置1,700万円ですよね。何か今の数字だと全然合わないような気がするんですけど。

教育課長（愛澤伸一君） ただいま賃借料の中でご説明させていただきました建物本体の骨材の補強工事990万円分と、ゴール1式の分716万3,000円、この合計で1,720万円という形になってございます。よろしくお願ひいたします。

8番（大和田和夫君） あともう1点なのですが、この資料の中で平成25年度、平成26年度に数字書いてあるんですが、これはどういうことなんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 25年度、26年度に数字が上がっておりますのは、これは賃借契約でございますので賃借料、25年度については賃借料、それから26年度につきましては解体工事分も含めて上げさせていただいております、この辺は第2表のほうで上げております債務負担行為の中に含まれているということでご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑、ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号平成24年度飯館村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号平成24年度飯館村一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第69号 副村長の選任につき同意を求めることについて

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第69号副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この議案は人事同意案件でございますので、門馬副村長の退席を求めます。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） この間、大変な大震災の中で村長と副村長、共同関係を深くして村民の前向きな部分に向けて頑張ってきたというふうに思っていますけれども、いろいろな点で決算委員会でもあった点ではいろいろな点がありまして、副村長もかなりの部分で謝罪することが多かった。そういうことを含めるとこれからまた1期副村長になってやるわけですけれども、副村長との話し合いなり選任をするに当たって村長とはどのような確認なり信頼の意思を固めたものか伺っておきたい。

村長（菅野典雄君） まさかのまさかの震災の全村避難であります。少なくとも道路行政、農政などやらなくてもいい形なのかなと思っていたんですが、まさに今までの行政の2倍近く、あるいはそれ以上の仕事量があつて、それぞれ職員は一生懸命やっております。こういうときでありますから、なかなか取り落ちもあつたり、あるいは思うようにいかなかった場合もあるわけでありまして。その都度事務方の責任者としてしっかりと指導をし、そしてまた修正をし、また叱咤激励、あるいは注意をしてきたということで、ある意味では全く私の足りないところを全てしっかりとやってきていただいた方だなどこのように思っています。したがって、それぞれ体調のことやなんかも話はありましたようですが、この難局をそう変化させることなく、しかもこれからが勝負でありますのでぜひお願いしたいということでお願いをしたところであります。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑、ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。
同意案件につき、討論を省略いたします。
これから議案第69号副村長の選任につき同意を求めることについて採決します。
お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号副村長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長（佐藤長平君） 副村長の入室を許可します。

◎日程第6、議案第70号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第70号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。
同意案件でありますので、討論を省略いたします。
これから議案第70号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
平成24年第9回飯舘村議会臨時会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後1時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年11月22日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤長平

” 会議録署名議員 大和 和夫

” 会議録署名議員 大谷 友孝

” 会議録署名議員 佐藤 八郎